

第1章

第1節 概説

海上における船舶の交通ルールを定めた法律には、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」及び「港則法」の3つがあります。

海上で行われる工事、作業、行事といった行為は、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通の流れを乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、「海上交通安全法」及び「港則法」により許可、届出等が義務付けられています。

工事、作業、行事の実施者は、海上交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があります。一般的に工事、作業、行事を行う場合は、安全管理体制の確立、区域標示用標識の設置、警戒船の配備、関係者に対する事前周知等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

許可申請、届出に際しては、これらの事項に留意して作成して下さい。

第2節 海域と適用法令

海上において工事、作業、行事を行う場合の適用法令は、次表のとおり、その海域により適用法令が異なり、様式、宛先等もそれぞれ定められています。

海 域	適用法令と条文	申請様式	申請先（宛名）
特定港又は特定港との境界付近	港則法第31条第1項 （行事は同法第32条）	許可申請	港長
特定港以外の港則法適用海域又は同海域境界付近	港則法第31条第1項、 同法第43条	許可申請	海上保安部長 中部空港海上保安航空基地長
海上交通安全法上の航路又は航路周辺海域	海上交通安全法第36条 第1項	許可申請	管区海上保安本部長 （海上保安部長経由）
上記以外の海上交通安全法適用海域	海上交通安全法第37条 第1項	届出	管区海上保安本部長 （海上保安部長経由） （中部空港海上保安航空基地長経由）
上記海域を除く全海域（地形、水深等が変化する場合）	水路業務法第19条第1項	通報	管区海上保安本部長